

2019年度第2回神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会 議事録

日時：2019年7月30日（火）10時00分から12時00分

場所：神奈川県新庁舎8階 議会第4会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 会長、副会長の互選について
- 4 審議事項
 - (1) 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例の見直しについて
- 5 報告事項
 - (1) 中小企業・小規模企業経営の未病改善について

1 開会

（事務局より、開会及び審議会の成立を報告）

2 あいさつ

（中小企業部長よりあいさつ）

3 会長、副会長の互選について

（委員の互選により、佐々徹委員が会長に、二神枝保委員が副会長となった。）

4 審議事項

- (1) 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例の見直しについて

○佐々会長

それでは、第2回中小企業・小規模企業活性化推進審議会の審議を開始したいと思います。まず、次第にありますように、4の審議事項(1)神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例の見直しについて、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局

（事務局より、審議事項(1)について、資料1-1から資料1-6を用いて説明）

○佐々会長

ありがとうございました。今説明のありました神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例の見直しについて、というのが本日の審議事項ではございますが、この審議事項に関わらず、最近の中小企業振興についてのトピックや感じていることなど、委員の皆様の様々な視点からのご質問あるいはご意見等いただければと思いますので、ご発言をよろしくお願いいたします。

○郡司委員

東京地方税理士会の郡司でございます。この審議会に出席するのは今日が初めてなのですが、以前は中小企業庁において、（独）中小企業基盤整備機構との会合によく出ておりました。この神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例の見直しについてですが、これは平成26年6

月に小規模企業振興基本法が施行されたことを踏まえて、このような改正をされたのですか。

○事務局

はい。5年前の改正時には、まさに小規模企業振興基本法が施行されまして、小規模企業の事業の持続的発展という部分を国の方で明確に位置付けたため、それを踏まえて神奈川県条例をどうすべきかを検討した結果、条例においてもその部分をより明確にした方がいいのではないかと考え、このような改正を行いました。

○郡司委員

私は税理士ですので、クライアントも小規模企業が多いのですが、今回の資料を読んだ際に、小規模企業に関する記述が少ないような気がしました。中小企業はもちろん大事でしょうが、神奈川県の場合は小規模企業の数もすごく多いと思うので、小規模企業に対してももう少し注力しているような記述があるといいのかなと思いました。平成26年に小規模企業振興基本法が施行された当時、私は中小企業庁で、(独)中小企業基盤整備機構との会合によく出席していたもので、あれは中小企業基本法が施行されてから50年程経った頃だと思うのですが、久しぶりにできた法律だったと思います。そのためか、(独)中小企業基盤整備機構もものすごく力を入れていて、その後も中小企業等経営強化法などの様々な法律が出来ていったので、資料1-1にも見直しの視点について色々と記載があるかと思いますが、もう少し文章の中で小規模企業について言及した方がいいのかなと思いました。

○佐々会長

ありがとうございます。他にも色々ご意見をいただければと思います。

私は経営学を専門にしております、その中でも特に、小規模企業者の後継者育成についてずっと研究してきました。かれこれ30年程、小規模企業者の後継者育成の手伝いをしておりますが、昨今の小規模企業者は、この30年の中で一番厳しい状況に置かれているかと思えます。事業承継や後継者育成も本当に深刻な状況で、この先10年くらいを考えたときに非常に心配ですし、何とかしていかなければならないと常に感じております。今後、神奈川県においても、中小企業の中でも特に小規模企業が非常に重要な課題になってくるかと思うので、具体的な計画はこれからですが、施策に反映させていかなければならないと思っております。

皆様も、今後の計画づくりのためにも、それぞれ現場で感じられたことやご意見をお話しいただければと思います。

○星野委員

よろしいでしょうか。

昨日、神奈川県中小企業家同友会の政策委員会主催で、インボイス制度の学習会を開いたのですが、免税業者の方がインボイス制度をどこまで把握していらっしゃるのかが、非常に疑問視される部分であるかと思えました。今後、あと何年か後にインボイス制度が導入された場合、中小企業者はもちろんのこと、免税業者がきちっとその制度の仕組みを理解していないといけませんので、もっと制度自体の周知がなされるべきだと思いますが、実際には消費税が上がるというところだけが大きく取り上げられて、その他のこういった部分が見え隠れしてしまっているように感じました。実際にこの制度が導入されたら大変なことになるだろうと感じましたので、ぜひとも皆様も業界等の単位で学習会やセミナーなどを開催していただければ、こういった制度も広まるかと思えました。

○佐々会長

ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。

○平沼委員

はい。本県における条例の見直しについては、事務局の説明どおりでよろしいかと思えます。

私は（一社）横浜銀行協会という立場で来ておりますが、元々は横浜銀行で15年程支店長を務めておりました。この条例は神奈川県のものですが、施行当時、私は川崎市にある支店長として、川崎市でも同様に、企業の自主性をどのように引き出していくかがポイントとなっております。条例は条例として、長年そういった職に就いていると、企業にははっきりとしたライフサイクルがあることが分かります。創成期・インキュベート期、隆盛期、安定期があり、その後人手不足等の社会変化に対応できない場合は衰退期に入っていくといった、そのライフサイクル内のどのポイントでどのような支援をしていくか判断するのはかなり難しい面があるかと思えます。これは条例なので、大枠として作られているのはいいかと思えますが、実際に施策に落とし込むとなると、どういうライフステージでどういう支援をしていくのか、明確に出していかないと、なかなか上手く機能していかないなと思えました。私からの意見は以上でございます。

○佐々会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○添野委員

先ほどご説明があったように、前回の改正から時間が経っていて、その間に国の制度や社会環境等が大分変わっていると思うのですが、その中で、条例としては変えずに、どちらかと言えば計画の方で変化に対応していくといった方針ということですので、それはそれでいいかと思えます。そうすると、国の方の法令も相当新しくできていたり、また、先ほど経済成長率の話が出ていましたが、社会経済環境が目まぐるしく変化している状況の中では、むしろ計画の中でどう機動的に、柔軟に受けて対応していくのかということが重要になってくるのではないかと思えます。

そのためには、計画の中で色々と施策の柱が打ち出されていますが、中小企業・小規模企業の経営を支えるという観点から継続的にベースとしてしっかりやっていかなければならないことと、変動する環境に機動的に対応していかなければいけないことを整理していく必要があるのではないかと思えました。以上です。

○佐々会長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

○佐藤委員

はい。本日、私は公募委員として、個人の事務所の肩書で出席しておりますが、元々の経緯は日本公認会計士協会神奈川県会からの推薦のような形で、公募委員に応募しました。日本公認会計士協会神奈川県会では総務の副会長を務めており、中小企業の施策等を取りまとめる立場にいます。そういう中で、私たち公認会計士協会としての活動もそうですが、周知されないことが一番の問題だと思っております。この条例は内容も幅広で、捉え方も多角的かと思えますので、条例そのものに対して異議はないのですが、これをどう周知していくのか考える必要があるかと思えます。

例えば、東日本大震災の影響で平時でないときの法整備ができ、非常時になると皆様が支援を求めるようになりましたので、私の事務所は熊本にも支店がありますが、東日本大震災の後に熊本地震という大きな地震があった際には、何か支援がないかということで、民間企業の方が探しに来ました。ところが平時は、例えば今ですと、生産性向上の活性化施策が色々あるのですが、そういったものをなかなか探しに来ません。

平時だと、せっかく用意された施策が周知されないという状況に対して、私たちが何をしているかという、会計事務所として、クライアントの方にそういった施策を周知する役割を担っています。今日も金融機関の方がいらっしゃっていますが、例えば銀行の支店だとか他にもコンビニだとか、そういったところとてにかく民間企業を活用して、周知をしていく必要があることをまず知らせていくのが大事かと、平時と非常時の両方を体験してみてもいいと思います。

それともう一つ、先ほど事務局の方から働き方改革関連法案が施行されたとの話がありましたが、今、一方で、最低賃金の全国統一化の議論がされていて、これは中小企業者からするととんでもないという話が大きく出ています。これがもし国の施策として執り行われるのだとしたら、人手が足りず、かつ少子高齢化になっていて、加えて賃金が上がることになると、ロボットによるラインを作っていくことが必要となってくるし、実際にこれは行われ始めています。私が今、社会でやっているといいなと思っていることの一つは、トマトを収穫するロボットです。なぜなら、トマトの収穫作業は高齢者にはできないし、後継ぎもいないからです。桃も同じで、山梨県で桃を自動的に掴む機械をロボット化しているとのことで、特に一人で事業をされていて、後継者がいないけれど廃業するのはもったいない、でもなかなか人が集まってこないようなところでは、そういった安価なロボットによる代替も考えていかなければならないのではないかと思います。

最後の一点ですが、これは現在、私たちの業界で取り組んでいることです。先ほど、企業のライフステージによって様々な施策があるとの話がありましたが、ヒト・モノ・カネのうち、お金というのは、どのライフステージにおいても必要になります。そのお金に関して、今クラウドファンディングが世の中で非常に発達していますが、クラウドファンディングに対する法制はなかなかなく、課税されてしまう仕組みになっています。せっかく人が善意でお金を渡しても、それが収益として計上されるので課税されてしまうという問題があり、これに対して、例えば非課税措置が取れないか、もしくは公的機関がそこに加わることによって、ロンダリングでもなく、洗浄化でもなく、お金をきちんとスクリーニングした形にして、それを民間に付与していく仕組みができないのかといったことを今考えています。そのように、民間企業に協力していただいて、寄付の概念ではなく、参加することでファンディングするという仕掛けを作っていくことが、中小企業者の活性化には必要となるのではないかと、お話を伺って思ったところです。

○佐々会長

ありがとうございます。

今、佐藤委員からお話のありました周知の問題、それから星野委員からお話のありましたインボイス制度の問題、いわゆる新しい制度をどう理解していくかという問題ですが、私もずっと中小企業の方をお手伝いする現場におり、それらは大きな問題だと感じております。特に小さい規模の事業所になればなるほど、そういう新しい制度をどう活用していくか、また、その内容を周知することが重要になってくると考えております。せっかくいい施策を考えても、それが届かなければ意味がないですね。

他にご意見ございますでしょうか。

○柏木委員

私は商工会の代表として出席させていただいておりますが、他の委員からも意見が出ておりますように、小規模企業者という中に、本当に2、3人で経営しているような零細企業も含まれてしまうので、その辺りの零細企業にももう少し目を向けた文言が入るといいのかなということと、また、そういう方たちにこういった様々ないい施策が届いていない、周知ができていないのが難しいところかなと思っています。私も自分がこういった場に出て気づいたことや得た情報などを周囲の人に提供していますが、提供できる人数も限られますし、なかなか置いてあっても手に取らない、もしくは一目見ただけでは自分に役立つ情報かどうか分からない方が多いと思いますので、市町村等に配架してある冊子やチラシが自分に相応しいものなのかどうか見極められるよう見出しを目立たせるなど、もっと事業者に分かりやすく届くような工夫をしていくといいのかなと思います。

○佐々会長

ありがとうございました。他にございますか。
金子委員いかがでしょうか。

○金子委員

はい。先ほど他の方もおっしゃったように、私もこの条例に関しては特に問題があると感じておりませんで、これをどうやって実行していくかが大事になってくるかと思っています。

これは私の仕事から来る雑観ですが、今働き方改革が推進されていまして、小規模企業、特に零細企業は非常に困っているところが多いです。例えば、こういう事例がありまして、有給休暇の取得が義務化されましたが、女性の活躍を推進しようと短時間でも女性を雇用している企業の場合、短時間雇用でも有給休暇は日数でカウントされます。そうすると、例えば、1日3時間だけでも働けるよう雇用している女性への有給休暇付与日数は増え、働く時間と休暇の日数の釣り合いが取れなくなりますので、義務化について改めて考えていかないといけないなど、働き方改革によって、何とか雇用を確保していこうと考えている企業が困っている状況なので、どうにかならないものかと思っています。

○佐々会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○澤田委員

中小企業の活性化施策というのは基本的には触媒のような、いわゆる必要な手立てに刺激を与えるようなもので、主体はあくまで個別企業だと思っています。とは言え、税金を使うのですから、必ず一定の出費をして施策を打つのだと思いますが、それがどういう結果につながっていくかが重要であって、この場合は開業率と黒字化した企業の割合にきちんとつながっているのかどうかを見ていく必要があるのかなとつくづく感じております。

実際にこういう施策を打ったらこういう結果につながるという関係性が見えるようになってくるか、その辺りをもう少ししっかりと整理していく必要があるのではないかと思います。以上です。

○佐々会長

ありがとうございました。それでは二神副会長どうでしょうか。

○二神副会長

はい。私も条例については特に異議はありません。

私は専門が人的資源管理で、人材活用の問題や人材育成にとっても関心があるので、その方面の話をしてします。先ほど何人かの委員からもお話があったように、中小企業は人手不足で本当に大変かと思いますが、今ダイバーシティや多様性の重要性について非常に言われている中で、例えば高齢者、障がい者、外国人や女性の活用など、そういったことを通して、多様な人材を中小企業側が上手く活用する事例もあると思うので、神奈川県のような中小企業のモデル事例をアピールしていくとよいと思いました。

○佐々会長

ありがとうございました。宜しければ大久保委員いかがでしょうか。

○大久保委員

私からは二点ほどありまして、一点目は、これは国レベルの話かもしれませんが、このたびの改正に伴い、事業承継税制が非常に使いやすくなったことです。ただ、私は全国の中央会の税制関係の役員を務めており、この改正内容について勉強させていただく機会があったのでよく調べてみたところ、はっきり申し上げて、実際には物事を先送りしているだけのようです。

今、何が問題なのかというと、小規模企業者も含め、経営者が次の世代にバトンタッチしていかうという意欲に欠けていることです。これは、ご自身の商売固有の問題もありますが、今の事業承継税制の、非上場企業の株価の算定基準にも要因があるかと思えます。今日はその道の専門家もたくさんいらっしゃるかと思えますが、中小企業は木の葉のような経営をしているにも関わらず、上場企業の株価の算定基準を使わないといけないのはおかしいですね。今は少し景気が悪くなりましたが、景気が良い時には、承継を考える中小企業者も多いかと思えます。けれども、景気が良く、企業の成長性があるときほど、株価の算定基準が上がってしまうわけです。

今回の改正では、贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度を設け、5年先、10年先まで繰り延べた特例承継計画書だけ提出すればいいなんて言ってますけど、これは単なる先延ばしなだけであって、いずれどこかで相続税はかかってきます。ましてや、親族外承継については、いわゆる直系家族以外でも継承できるようになるのはいいとは思いますが、ただ、算定によって5、6倍も高くなった株価を、社員に譲渡できるかという問題はどうしても難しいと思えます。全国の中央会のレベルでも、皆さんそのことを異口同音に嘆いてらっしゃいました。

もう一点は業界固有の問題で、私は建設業関係の仕事をしておりますが、日本建設業協会がオリンピック後の2022年に働き方改革とは別に、建設業界全体として土曜日を完休とする政策を打ち出していて、そうすると私たちとしては、働き方改革といった国の政策はそれとして遵守していかなければならない一方で、業界固有の問題もここに絡んでくることになります。さらには、最低賃金の問題もあります。

オリンピック後にこうした矛盾した状況が訪れた時に、どうやって対応していけばいいのか、すなわち、建設業界では人手が不足していると叫ばれる中、働く日数までもが制限されたら、どうしていけばいいのか分からないですね。国の施策と業界団体の方針と、それから最低賃金の問題と、色々な問題が絡まりあって、私としてはどうしていいのか分からず、非常に悩ましい状況と認識しております。

○佐々会長

ありがとうございました。葛西委員いかがでしょうか。

○葛西委員

この審議会に出席するのは今回が初めてでして、少々の外れかもしれませんが、私のクライアントはどうしても零細企業が多いものですから、人手不足と働き方改革で悩んでいる企業が多いです。人材不足なので、福利厚生を他の会社より良くしたり、休みを増やしたりして人材を集めようとしているところが多く、取組内容としてはちょうど働き方改革と一致しているところもあります。

また、私の活動拠点は横須賀、三浦半島ですが、最低賃金の問題に関して、三浦半島の突端では神奈川県最低賃金では到底やっていけないとのことで、ましてや全国統一の最低賃金になってしまったら、もっと大変な状況になるだろうと実感しています。以上です。

○佐々会長

はい。本日は委員の皆様から貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。いただいたご意見につきましては、事務局より後日皆様にお送りいたしますので、その際には内容のご確認をお願いいたします。

それから、資料1-5「条例見直し調書(案)」につきましては、事務局の方で関係機関や市町村にも意見照会を行った上で、最終的な案としてとりまとめるとのことでございます。その際に改めて、委員の皆様にお送りすることになりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の審議事項は以上でございます。次に5報告事項についてということで、事務局の方から報告事項の説明をお願いいたします。

5 報告事項

(1) 中小企業・小規模企業経営の未病改善について

○事務局

(事務局より、報告事項(1)について、資料2-1及び資料2-2を用いて説明)

○佐々会長

それでは、今の報告に関しまして皆様からご質問・ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○郡司委員

はい。東京地方税理士会の郡司です。今、中小企業・小規模企業経営の未病改善の更なる推進についてお話しいただいたのですが、ホームページで「企業経営の未病CHECKシート」を確認したところ、非常に素晴らしいツールだと思いました。

私は税理士会の代表として来ておりますが、税理士会には神奈川県内の4,500人くらいの税理士が所属しており、それらの税理士のほとんどが、零細企業の顧問になっているかと思います。零細企業の顧問である我々税理士がこのチェックシートの存在を知らないの、ぜひとも東京地方税理士会のホームページにこういったものを掲載させていただくことで、まずは私どもの会員に対して、県の展開している施策について周知できるかと思いますので、ぜひ掲載させていただきたいと思います。

○事務局

はい。ありがたいご発言です。我々としても、できるだけ多くの方にこの取組を知っていたいて、実際にチェックしていただけたらと思いますし、経営状況が厳しくなってからではなく、早め早めに、支援機関の皆様にも気軽に相談できるような体制を整えて進めていければと思っております。また、我々からも働きかけてはおりますが、皆様の所属団体等においても、ぜひご協力をいただいて、できるだけ多くの中小企業・小規模企業の方に知っていただくよう、周知に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○佐々会長

ありがとうございました。ぜひ皆様よろしく願いいたします。他に何かございますでしょうか。

それでは、県の方から情報提供がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

6 県からの情報提供

・平成30年度神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業結果（令和元年6月14日記者発表資料）（中小企業支援課）

○事務局

（事務局より、配布資料を説明）

○佐々会長

ありがとうございました。それでは、全体を振り返りまして、何かご質問やご意見等ございますでしょうか。

それでは、本日の議事は以上でございます。進行を事務局にお返しします。

○事務局

佐々会長、議事進行ありがとうございました。

次回の審議会についてですが、来年を予定しております。改めて事務局より日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれで、2019年度第2回神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会を終了いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。